

東近江市指定地域密着型サービス事業所における運営推進会議等の設置及び運営に関するガイドライン（事業所向け）

このガイドラインは、指定地域密着型サービス事業者に義務付けられている「運営推進会議」又は「介護・医療連携推進会議」の設置及び運営について、本市における方針を示すものです。

各事業者においては、このガイドラインに沿って「運営推進会議」又は「介護・医療連携推進会議」の設置をお願いします。

既に設置要綱等を作成している事業所につきましては、現在の設置要綱等を確認いただき当ガイドラインに沿った運営推進会議等の設置をお願いします。

1. 運営推進会議の概要

（1）設置目的

事業者自らが提供するサービスの内容等を運営推進会議に対して明らかにすることにより、事業所による抱え込みを防止し、適正な事業運営に資するとともに、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保と向上を図ることを目的として設置するものです。

（2）設置主体

運営推進会議は、事業所自らが設置し、開催、運営します。

（3）開催回数

サービスの種類	開催回数
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	おおむね2月に1回以上
認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね6月に1回以上

併設により事業を運営する場合には、1つの運営推進会議の設置で足り、当該運営推進会議で複数の事業にかかる評価等を行っても差し支えありません。ただし、個人情報の取扱いについて注意してください。

（4）会議の構成員

1. 利用者
2. 利用者の家族
3. 地域住民の代表【例：自治会役員、民生委員、老人クラブの代表者等】
4. 地域包括支援センター職員または市職員
5. 提供するサービスについて知見を有する者（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）【例：各事業者が定める協力医療機関等の医師、学識経験者、看護師、保健師、福祉事業関係者等】

2. 運営推進会議の議題

各事業所の活動状況について報告し、その報告内容について質問や意見、助言等を受けます。「地域に開かれたサービス」とするために第三者から評価や要望、助言等を受けることが重要です。会議の構成員が参加して会議を開催するようにしてください。また、予め具体的な議題を決めておき、有意義な運営推進会議を開催しましょう。

(1) 報告内容

- ・ 事業所のサービス提供の方針
 - ・ 利用者数（介護度別）
 - ・ 利用率、サービス提供回数
 - ・ 事故報告
 - ・ ヒヤリハット報告
 - ・ 地域との関わり
 - ・ 従業員の異動、退職、入職状況
 - ・ 利用者の1日の過ごし方
 - ・ 今後の活動計画
 - ・ 事業所内外研修実績、計画
 - ・ 事業計画、事業報告
- ・ 次回の開催日時

(2) 議題の例

下記はあくまでも例示です。事業所における課題や構成員の意見を基に判断してください。

- ・ 利用者状況を踏まえ課題と感じていること
- ・ 新規利用者の獲得方法
- ・ 利用者、その家族からの要望や意見
- ・ 避難訓練の実施と地域との協力体制
- ・ 避難行動要支援者の支援（民生委員や自治会との連携）
- ・ 地域からの情報
- ・ 活動状況について課題と感じていること
- ・ 個別ケースで困っていること
- ・ 虐待対策や身体拘束対策
- ・ 自己評価、外部評価で課題となった内容、その取り組みについて
- ・ 前回の会議における要望や助言に対する対応状況
- ・ 前回の会議において見出された課題や問題点に対する対応状況

3. 運営推進会議の運用基準

- ・ 会議は事業所が主催し招集してください。
- ・ 運営推進会議の構成員は、運営推進会議において知り得た個人の情報を他に漏らしてはいけません。また、構成員を退いた後においても、同様とします。
- ・ 運営推進会議の開催場所は、当該事業所内で開催することとします。ただし、特別な事情によりやむを得ず当該事業所内で開催できない場合又は何らかの理由で他の場所で開催する必要がある場合にはこの限りではありません。

- ・事業所の職員は事務局として運営推進会議に参画し、運営推進会議への報告を行うほか運営推進会議からの評価、要望、助言等について記録を作成してください。

4. 関係機関等への報告及び公表

運営推進会議の内容については、報告及び公表を行います。

- ・事業者は、運営推進会議終了後速やかに、構成員に運営推進会議開催報告書（任意様式可）を提出してください。
- ・事業者は、運営推進会議開催報告書（任意の様式可）による報告書を事業所の窓口に設置する等の手法により公表してください。
- ・事業者は、運営推進会議開催報告書（任意の様式可）を、その完結の日から5年間保存してください。
- ・運営推進会議における報告資料については、利用者のプライバシー保護のため、利用者個人が特定される部分は削除するなど配慮してください。
- ・市は、事業所から提出のあった運営推進会議開催報告書を保管し、求めがあった場合はこれを開示します。
- ・事業者は、市に対して運営推進会議開催報告書（任意の様式可）と共に運営推進会議委員名簿を提出してください。

5. 医療・介護連携推進会議の設置及び運営について

このガイドラインは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の設置する介護・医療連携推進会議についても準用します。この場合において、「運営推進会議」とあるのは「介護・医療連携推進会議」と読み替えて準用してください。ただし、構成員については「地域の医療関係者」を加えた構成とします。

「地域の医療の関係者」とは医師会の医師等又は地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等とします。